

# 大阪府立中央高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月1日

## 第一章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「社会の変化に対応できる心豊かな人間の育成」を教育目標としており、そのために人権教育にも重点をおいて取り組んでいる。「いじめは重大な人権侵害事象である。」また、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 汚物その他の飲食物でない物を飲食させようとする
- 下着を脱がされる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ これはあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

### 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

#### (1) 名称

いじめ防止委員会

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、いじめ防止担当、人権教育担当、安全安心担当、教務部長、生徒指導部長、健康教育部長、養護教諭、各チューター代表

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

中央高等学校 いじめ防止年間計画		
月	前 期	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校いじめ防止基本方針の作成及び生徒・保護者への周知</li> <li>○ 第1回 いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動 調査結果を共有）</li> <li>○ 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新</li> <li>○ 中学校からの引継ぎ・高校生活支援カード等によって把握した生徒状況の集約（1年次）</li> </ul>	総合的な探究の時間 「run×way」 （1年次・夜間） A) セルフエクスペリメンテーション B) チームビルディング C) セルフプロモーション D) ソーシャルラーニング
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報モラルワークショップ</li> <li>○ スポーツ大会</li> <li>○ 人権学習（『聲の形』）</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新入生アンケートによって把握した生徒状況の集約（1年次）</li> <li>○ いじめアンケート</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生命の安全教育（3年次以上・夜間）</li> <li>○ 保護者懇談（家庭での様子の把握）</li> </ul>	
8		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全年次人権ワークショップ</li> <li>○ 第2回いじめ防止委員会（進捗確認）</li> </ul>	
月	後 期	
10	○ 中央祭	総合的な探究の時間 「run×way」 （1年次・夜間） A) セルフエクスペリメンテーション B) チームビルディング C) セルフプロモーション D) ソーシャルラーニング
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校外学習</li> <li>○ 人権学習（『光射す空へ』）</li> <li>○ いじめアンケート</li> </ul>	
12		
1	○ いじめアンケート	
2		
3	○ 第3回いじめ防止委員会（年間取組の検証）	

#### 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

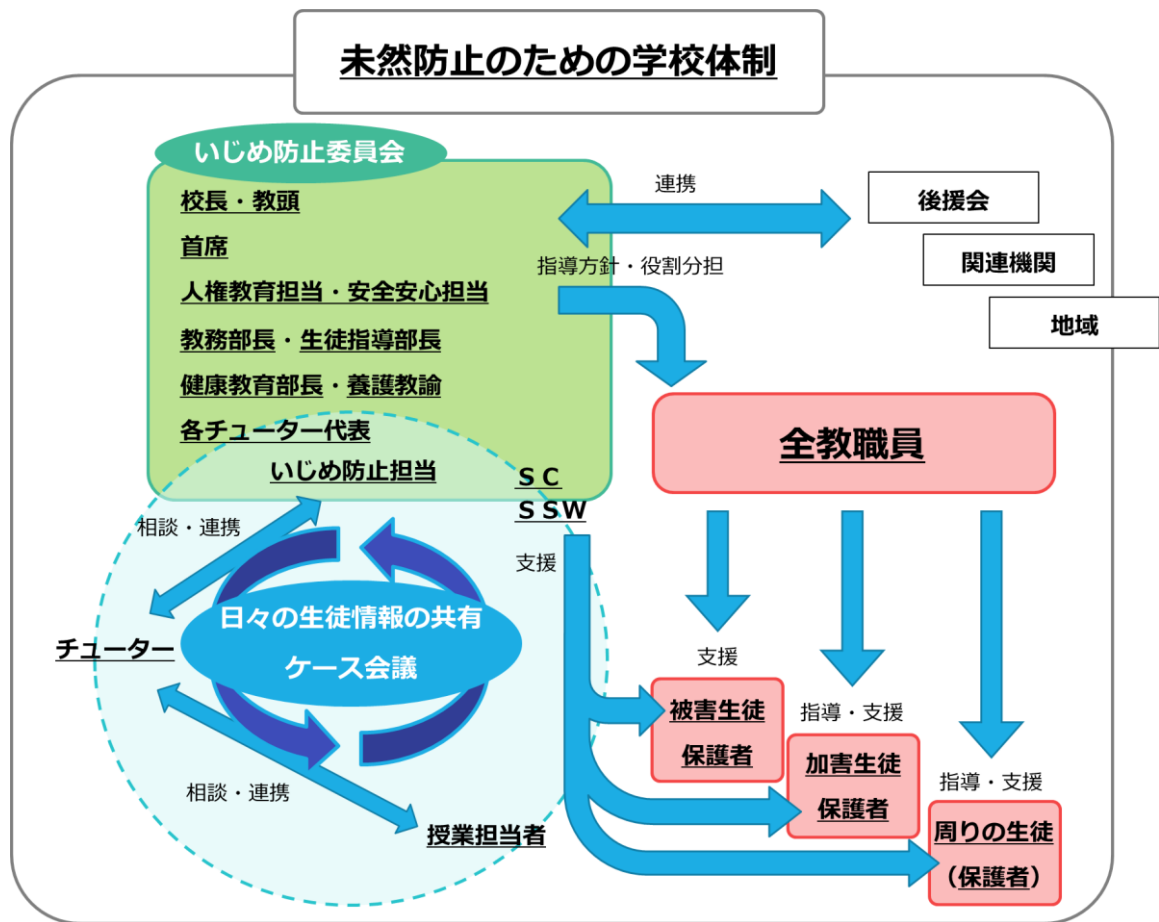
いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止委員会を、年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、生徒および教職員に対して次のような基本認識を持つように努める。
  - ・ いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
  - ・ いじめは人権侵害であり、決して許されない。
  - ・ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
  
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、総合的な探究の時間を活用し学習することで、生徒一人ひとり授業や特別活動等に、主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
  
- (3) いじめが生まれる背景をふまえ、以下のような点に配慮して指導を行う。
  - ・ 安心して授業で学ぶことができる環境を整えるため、マナーを大切に指導を行う。
  - ・ 分かりやすい授業づくりを進めるために、習熟度別、少人数制、ティーム・ティーチングによる授業を推進する。また、教員相互に授業を公開しあい、意見交換などを通して、授業の工夫・改善に努める。
  - ・ 生徒一人ひとりが活躍できるよう、スポーツ大会や中央祭などの学校行事や生徒会活動、部・同好会活動、「いいね！プロジェクト」の活性化を図る。
  - ・ いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力を育むために、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりに努め、集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。
  
- (4) いじめに発展する前に適切に対応するために、日常から生徒の情報共有に努め、教職員が生徒のストレスに適切に対処できる力をつけていく。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方を振り返るため、教職員が互いに意見を言い合える環境づくりに努める。
  
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ホームルーム等で人権教育や情報モラル教育、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を行う。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、アンケートを各期 1 回以上行うが、書面だけに頼らず、個別面談や家庭との連絡を密に取り合うなどして、生徒の発する信号を見落とすことのないようにする。日常からチューターと教科担当・部活動顧問間で生徒の情報交換に努め、生徒に関する情報を共有することで、生徒の出す気になるサインや訴えを見逃さないようにする。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、個人面談や家庭訪問、電話での連絡等を活用し、平素から情報共有ができる関係を構築しておく。
- (3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、チューターを中心に、教科担当・部活動顧問や保健室、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどが窓口となり、さらに、後援会との連携促進や、学校運営協議会や生徒の出身中学校など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働し、相談する窓口を少しでも多く準備し、様々な方面、方法で相談できることを広く知らせるようにする。
- (4) 教育相談として夏季休業期間等にすべての生徒・保護者と三者面談を行い、履修登録の際には、すべての生徒と面談を行う。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、「大阪府個人情報保護条例」に沿って適切に管理する。

### 第4章 いじめに対する考え方

#### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに、首席や生徒指導部長、いじめ防止委員長、人権教育委員長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめに関係した生徒に対して適切な指導を行うことにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教

職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

#### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。



そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

スポーツ大会や中央祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設け、ホームルーム活動内で「情報モラルワークショップ」を行うなどの啓発を行う。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。